

佐世保市産業振興促進計画 (半島地域)

令和7年5月
佐世保市

佐世保市産業振興促進計画（半島地域） 目次

1. 総論		
(1) 計画策定の趣旨	1P
(2) 前計画の評価	2P
① 前計画における取組及び目標	2P
② 目標の達成状況等	2P
③ 法に基づく税制優遇制度の活用状況	4P
④ 改善すべき課題など	4P
⑤ 今後の対応方針	4P
2. 計画区域	4P
3. 計画期間	5P
4. 計画区域の産業の現状及び課題	5P
【吉井地区】	5P
【世知原地区】	5P
【小佐々地区】	5P
【江迎地区】	5~6P
【鹿町地区】	6P
【浅子地区】	6P
5. 計画区域において振興すべき業種	6P
6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携	6~7P
(1) 製造業	7P
(2) 情報サービス業等	7P
(3) 農林水産物等販売業	7P
(4) 観光業	7P
(5) 共通	8P
7. 計画の目標	8P
(1) 設備投資の活発化に関する目標		
(2) 雇用・人口に関する目標		
(3) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）		
8. 計画評価・検証の仕組み	9~10P
【佐世保市産業振興促進計画 工程表】		
【計画区域図】		

佐世保市産業振興促進計画（半島地域）

令和 7 年 5 月 28 日作成

長崎県佐世保市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

北松浦地域は、長崎県本土の北部から佐賀県の西部にまたがる地域で、日本本土の最西端に位置します。

本地域は三方を海に囲まれているほか、多くの山岳、丘陵が起伏して海岸線まで迫り、平坦地の少ない複雑な地形を形成しています。

本地域を構成する市町村は、佐世保市（旧佐世保市の浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ）、平戸市（旧平戸市、旧生月町、旧田平町の区域のみ）、松浦市（旧松浦市、旧福島町の区域のみ）、佐々町、伊万里市（佐賀県）の 4 市 1 町です。

本市は、九州本土の西端部、長崎県の北部に位置し、人口は 243,223 人（令和 2 年国勢調査）、面積は、426.06 k m²で、人口・面積ともに県内 2 番目の規模をもちます。

産業は、軍港として栄えた歴史から造船業などが基幹産業となっているものの、第 3 次産業の割合が 8 割を超える構造となっています。

製造品出荷額等 (従業者 4 人以上) (億円) R3 経済センサス	1,826	(1)輸送用機械 (610)	(2)食料品 (294)	(3)はん用機械 (254)
年間商品販売額 (億円) R3 経済センサス	4,790	(1)農畜水産物 (581)	(2)各種食料品 (511)	(3)医薬・化粧品等 (366)

人口は、平成 27 年の 255,439 人（国勢調査）に対し、令和 2 年には 243,223 人（国勢調査）となっており、単純計算で年間 2,400 人を超える減少がみられます。

平成 28 年度に中核市となり、現在、地域経済の活性化と定住人口の増加に向け、企業誘致や広域都市連携などに取り組んでいます。

本市のうち、北松浦地域に属する吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町は、市の北部に位置し、市全体と比較して、農業や水産業、水産加工業（製造業）が中心の産業構造となっています。この地域の人口は 23,507 人（令和 2 年国勢調査）、面積は、153.8 k m²で、人口比約 10%、面積比約 36%となっています。

地域人口は、平成 27 年の 25,344 人（国勢調査）に対し、令和 2 年には 23,507 人（国勢調査）となっており、単純計算で年間 350 人を超える減少がみられます。

本市の一体的な発展のためには、半島地域についても、人口減少の抑制や、豊かな地域資源を生かした農林水産業をはじめ、製造業や観光業など産業の更なる振興を図ることが重要です。

そのため、平成 28 年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定、令和 2 年の期限到来に伴う作成を経て、今回、半島振興法の延長および現計画の期限到来に伴い新たに計画を作成するものです。

(2)前計画の評価

本市が令和 2 年に認定された佐世保市産業振興促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していました。

①前計画における取組及び目標

【製造業】企業誘致の推進、中小企業の経営安定化、創業支援など

【情報サービス業等】企業誘致の推進など

【農林水産物等販売業】農林水産関係インフラの整備、農林水産物のブランド化など

【観光業】観光資源の情報発信、新たな観光資源の開発など

【共通】特別償却など租税特別措置の活用、固定資産税の不均一課税制度の活用

●設備投資の活発化および雇用に関する目標

業 種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	10	10
情報サービス業等	1	5
農林水産物等直売所	1	1
観光業	1	1

●人口に関する目標 (人)

半島地域への移住者数	50
------------	----

②目標の達成状況等

全計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和 6 年度末時点で次のような達成状況となった。

●設備投資の活発化および雇用に関する達成状況

業 種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	13	50
情報サービス業等	0	0
農林水産物等直売所	0	0
観光業	0	0

●人口に関する達成状況 (人)

半島地域への移住者数	46
------------	----

【商工業】

企業誘致や新たな設備投資（増設）により、新しく、多様な雇用の場の創出や地域経済の活性化が図られました。

〔設備投資（企業誘致：新設・増設）〕

工業団地（地域）	時期	業 種	雇用者数（人）
ウエストテクノ佐世保 （小佐々町）	R4	自動車部品製造	0

〔設備投資（増設等）〕

工業団地（地域）	時期	業 種	雇用者数（人）
鹿町町工場適地（鹿町町）	R3	輸送用機械器具	8
小佐々工業団地（小佐々町）	R4	業務用機械器具	5
その他（吉井町）	R4	家具・装備品	1
その他（小佐々町）	R4	輸送用機械器具	3
その他（世知原町）	R4	輸送用機械器具	17
その他（世知原町）	R4	はん用機械器具	0
その他（世知原町）	R5	はん用機械器具	0
吉井町御橋工業団地（吉井町）	R5	はん用機械器具	13
その他（江迎町）	R6	食料品	0
その他（鹿町町）	R6	窯業・土石製品	3
その他（世知原町）	R6	はん用機械器具	0
吉井町御橋工業団地（吉井町）	R6	はん用機械器具	0

【基盤整備】

西九州自動車道を軸とした道路整備や、地域内における光回線敷設事業への支援などにより、交通や通信基盤の整備が図られました。

【農林水産業・農林水産物等販売業】

「世知原茶」や「とらふぐ」などのブランド化や販路拡大を図りました。

【観光業】

地域の人々や民間企業の活動を中心に、恵まれた地域資源を活用した体験プログラムの造成を行うなど、観光客の受入態勢の整備を図りました。

【その他】

●移住（UJI）の促進

総合相談窓口の設置、生活環境などの情報発信、助成金など移住支援制度の構築など

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移住者数（人）	218	244	201	284
うち半島地域	20	4	6	7

●地域おこし協力隊の配置

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力隊人数（人）	5	5	5	4
うち半島地域	2	3	2	1

③法に基づく税制優遇制度の活用状況

年 度	製造業	情報サービス業等	農水産物等販売業	旅館業
令和2年度	0	0	1	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	0
計	1	0	1	0

④改善すべき課題など

- 成果や費用対効果などの事業評価を徹底し、その結果に基づいた効率的な事業展開を強化していくことが必要です。(継続)
- 過不足のない適切な規模でのハード整備を継続していくことが必要です。
- 事業や業種、地域など既存の枠を超えた新たなネットワークの構築などによる効率的な活性化を強化していくことが必要です。
- 新たなネットワークの構築や交流などの取り組みができるリーダーなどの人材育成が必要で

⑤今後の対応方針

前記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡充を実現するために、本計画を次の方針で推進していくものとします。

- 効果的な取り組みを継続していきます。
- 事業や業種、地域など既存の枠を超えた新たなネットワークの構築による効率的な地域の活性化を図ります。

※「西九州させぼ広域都市圏」の取り組みは、北松浦半島地域に特化したものではありませんが、北松浦半島地域の産業振興に大きく寄与するものです。

【西九州させぼ広域都市圏】

本市を含む近隣の12市町が、県境を越えて「連携中枢都市圏」を形成し、様々な分野で相互に強みを伸ばし、弱みを補いながら圏域全体を活性化していくための取り組みを推進しています。

※移住・定住、周遊観光、ポートセールス、特産品販路拡大、地域医療の確保など

西九州させぼ広域都市圏	
北松浦半島地域	それ以外
佐世保市、平戸市、松浦市、伊万里市	西海市、波佐見町、東彼杵町、新上五島町、小値賀町、川棚町、有田町、佐々町

2. 計画区域

本計画の計画区域は、本市のうち、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町とします。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとします。
ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

【吉井地区】

〔産業の現状〕

内陸部に位置し、市街地地域と接することから、比較的、道路や駅など交通機能が充実しており、いちご栽培を中心とした農業が盛んです。

「御橋町工業団地」などには製造業が立地しています。

〔課題〕

- ・後継者育成を含めた農業の振興
- ・光回線などを活用する業種の立地、サテライトオフィスなどの立地
- ・製造業など新規企業の立地や既存企業の事業拡大の促進

【世知原地区】

〔産業の現状〕

内陸部に位置し、山間部を利用したお茶の栽培が盛んで、過去に日本一の産地賞を受賞するなど高品質のお茶が生産されています。

中心部には金属加工などの工場も複数立地しているほか、温泉施設もあり多くの観光客が訪れます。

〔課題〕

- ・お茶栽培の省力化や土壌づくりなどによる生産の安定化
- ・広報や多商品との共同開発などの強化による消費拡大
- ・光回線などを活用する業種の立地、サテライトオフィスなどの立地
- ・製造業など新規企業の立地や既存企業の事業拡大の促進

【小佐々地区】

〔産業の現状〕

臨海部に位置し、いわし煮干しの生産量は国内でもトップクラスを誇るなど漁業が盛んです。

一方で、「小佐々工業団地」「佐世保工業団地（ウエストテクノ佐世保）」には、合わせて20社を超える企業が立地しており製造業の割合が高いことも特徴です。

日本本土最西端に位置することから観光客も多く訪れます。

〔課題〕

- ・後継者育成を含めた漁業の振興
- ・光回線などを活用する業種の立地、サテライトオフィスなどの立地
- ・製造業など新規企業の立地や既存企業の事業拡大の促進

【江迎地区】

〔産業の現状〕

入り江に位置し、古くから交通の要所として発展してきた歴史があり、小売業や宿泊・飲食業の割合が高いことが特徴です。

夏に開催される「江迎千灯籠まつり」は、北部九州でも大きな規模を誇り、毎年多くの観光客で賑わいます。

複数の工場立地もみられるほか、佐世保市を經由して福岡市と武雄市を結ぶ「西九州自動車道」の整備の進捗による地区の振興が見込まれます。

〔課題〕

- ・小売業や宿泊・飲食業の維持（賑わいや需要の維持）
- ・地域住民が自主的に取り組む地域おこし活動の継続・収益力強化
- ・光回線などを活用する業種の立地、サテライトオフィスなどの立地
- ・製造業など新規企業の立地や既存企業の事業拡大の促進

【鹿町地区】

〔産業の現状〕

臨海部に位置し、養殖とらふぐの生産量は国内でもトップクラスを誇るなど漁業が盛んです。

地区内に県立工業高校があり、企業誘致や製造業の維持・拡大を支える要因の一つとなっていることが推測されます。

「鹿町町工場適地」などには製造業が立地しています。

佐世保市を經由して福岡市と武雄市を結ぶ「西九州自動車道」の整備の進捗による地区の振興が見込まれます。

〔課題〕

- ・後継者育成を含めた漁業の振興
- ・光回線などを活用する業種の立地、サテライトオフィスなどの立地
- ・製造業など新規企業の立地や既存企業の事業拡大の促進

【浅子地区】

〔産業の現状〕

小佐々地区の先端に位置し、水産業を中心とした小規模な地区です。

〔課題〕

- ・後継者育成を含めた漁業の振興

5. 計画区域において振興すべき業種

(1) 製造業

(2) 情報サービス業等

（有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業など）

(3) 農林水産物等販売業

(4) 観光業

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して次のとおりの取り組みなどを推進していきます。

(1)製造業

企業誘致の推進、中小企業の経営安定化、創業支援など

実施主体	主な役割
佐世保市	○半島地域及び隣接地域への工業団地の整備、○企業誘致の推進、○立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用、○人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用、○近隣市町村との連携など
長崎県	○県内市町村との連絡調整・情報交換、○半島地域の広報、情報発信、○広範囲な産業の振興事業の実施、○市が行う事業に対する支援
関係団体（商工会）	○後継者などの人材育成、○経営改善指導、○異業種交流の促進など

(2)情報サービス業等

企業誘致の推進など

実施主体	主な役割
佐世保市	○企業誘致の推進、○立地・設備投資・雇用のための補助制度の運用、○人材育成や融資など産業振興に係る支援制度の運用、○近隣市町村との連携など
長崎県	○県内市町村との連絡調整・情報交換、○半島地域の広報、情報発信、○広範囲な産業の振興事業の実施、○市が行う事業に対する支援
関係団体（商工会）	○空きフロアなどの情報提供など

(3)農林水産物等販売業

農林水産関係インフラの整備、農林水産物のブランド化など

実施主体	主な役割
佐世保市	○後継者育成やインフラ整備などソフト・ハード両面からの農林水産物の振興
長崎県	○県内市町村との連絡調整・情報交換、○半島地域の広報・情報発信、○広範囲な農林水産物の振興事業の実施、○市が行う事業に対する支援
関係団体（農業協同組合・漁業協同組合）	○後継者などの人材育成、○新技術などの情報提供と導入支援など

(4)観光業

観光資源の情報発信、新たな観光資源の開発など

実施主体	主な役割
佐世保市	○観光資源の情報発信、○観光施設設置のための補助制度の運用、○ガイド人材育成講座の開催など
長崎県	○県内市町村との連絡調整・情報交換、○半島地域の広報・情報発信、○市が行う事業に対する支援
関係団体（観光協会）	○観光資源の情報発信、○新たな観光資源の開発など

(5) 共通

特別償却など租税特別措置の活用、固定資産税の不均一課税制度の活用

実施主体	主な役割
佐世保市	○ホームページなどを活用した制度周知の徹底、○活用相談への対応や申請支援
長崎県	○ホームページなどを活用した制度周知の徹底、○市が行う事業に対する支援
関係団体（全て）	○定期集会などを活用した制度周知の徹底、○活用相談への対応や申請支援

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標

計画地域における工業団地の開発予定は無く、前計画期間における実績から、目標を以下のとおりとします。

業種	新規設備投資件数（件）
製造業	5
情報サービス業等	1
農林水産物等直売所	1
観光業	1

(2) 雇用・人口に関する目標

●雇用に関する目標（令和7～11年度）

業種	新規雇用者数（人）
製造業	25
情報サービス業等	5
農林水産物等直売所	3
観光業	3

●人口に関する目標（令和7～11年度）

半島地域への移住者数	50
------------	----

(3) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）

① 説明会の実施	各業種につき年1回以上、商工会、農業協同組合・漁業協同組合、観光協会等の関係団体の定期総会時などに半島税制の説明（ウェブサイトの周知を含む）を行います。
② 情報発信	年1回以上、税務窓口や企業相談窓口への来訪企業、市内の工業団地への立地企業等に対して、国土交通省や市の半島税制を紹介するウェブサイトやリーフレットの配布などにより周知し、半島税制の情報を発信します。
③ 事業者への直接周知	可能性のある案件に対して漏れなく、固定資産税の実地調査時に半島税制の説明及びリーフレットの配布を行います。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する取り組みについては、全庁的に実施している事業評価や総合計画の進捗管理により、PDCA サイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行います。

また、効果検証の結果については、次年度の取り組み等に反映させます。

【佐世保市産業振興促進計画 工程表】

事業		R7.7	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4
振興すべき業種を	租税特別措置の適用（事業者への制度周知・設備投資）	→▶
促進するために 行う事業	固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置（事業者への制度周知・設備投資）	→▶
	企業立地に係る補助制度の運用	→				
企業誘致の推進		→				

※設備投資の時点において、租税特別措置及び固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置の適用が受けられる状態にあることが前提です。

※企業誘致の推進：新たな雇用の創出や地域経済の活性化を目的に企業誘致に注力します。

【計画区域図】

